

**令和3年度
入湯税が充てられる関係経費**

入湯税については、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用に充てるために課すものです。

歳入歳出予算における入湯税が充てられる費用は、次のとおりです。

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
入湯税	3,280

【歳出】入湯税の具体的事業費への充当

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
環境衛生施設の整備	し尿処理に関する経費	75,971	0	75,971
	一般廃棄物最終処分に要する経費	21,677	0	21,677
	一般廃棄物処理に要する経費	47,286	17,205	30,081
	一般廃棄物最終処分施設整備に要する経費	39,430	0	39,430
	小計	184,364	17,205	167,159
鉱泉源の保護管理施設	温泉供給に要する経費	30,830	30,830	0
	小計	30,830	30,830	0
観光施設の整備	自然とみどりの村施設管理に要する経費	6,668	1,524	5,144
	町民スキー場管理運営に要する経費	26	0	26
	総合グランド管理運営に要する経費	9,393	617	8,776
	温水プール管理運営に要する経費	40,757	33,633	7,124
	小計	56,844	35,774	21,070
観光振興 (観光施設の整備除く)	知床開きに要する経費	5,632	5,500	132
	観光協会運営補助に要する経費	7,320	7,100	220
	小計	12,952	12,600	352
合計	284,990	96,409	188,581	
	一般財源のうち入湯税			3,280

地方税法(※抜粋)

**第四節 入湯税
(入湯税)**

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする。